

箕面粟生第二住宅 自治会駐車場利用規則

第1条 【利用資格】

箕面粟生第二住宅自治会（以下「自治会」という）が運営・管理する駐車場（以下「駐車場」という）の申込資格は、駐車場運営細則（以下「細則」という）の定めるところに従い、次のとおりとする。

- (1) 当団地（第二住宅）に居住する自治会会員（以下「会員」という）の所有または使用する車輛
- (2) 当団地（第二住宅）に居住する会員の配偶者または三親等以内の親族が所有または使用する車輛
- (3) (1) 及び (2) の所有または使用する車輛とは、自動車検査証の所有者の氏名または使用者の氏名欄に記載されている者とする。

第2条 【車輛制限】

駐車場を利用できる車輛は、自家用の乗用車または貨客車で駐車場1台分のスペース内に収まり、隣接の利用者に迷惑かけないものに限るものとする。

第3条 【保証金及び料金等】

自治会の承認を得た駐車場利用者（以下「利用者」という）は、下記の保証金及び駐車場料金（以下「料金」という）を所定の方法により自治会に支払うものとする。

- (1) 細則第1条第1号について（箕面市からの貸借駐車場）
 - ① 保証金 金 円
 - ② 料金 金 円
- (2) 細則第1条第2号について（奥駐車場所所有者からの貸借駐車場）自治会と駐車場所所有者（貸主）との間に締結した駐車場賃貸契約によるものとする。

駐車場名：

-
- ① 保証金 金 円
 - ② 料金 金 円

第4条 【駐車場所の指定】

利用者は、指定された駐車場以外に駐車してはならない。

第5条 【駐車場の現状変更】

利用者は、駐車場の現状を変更する工作をしたり、駐車以外の目的に利用することは出来ない。

第6条 【賠償責任】

利用者の故意または過失により他の車輛または駐車場施設等に損害を与えた場合は、利用者は全て賠償の責めを負うものとする。

第7条 【自治会の免責】

駐車中の車輛に関する盗難、破損、その他の事故については、自治会は一切その責めを負わない。

第8条 【規則の変更等】

1. この規則は、自治会役員会において変更することができる。
2. 前項の場合、役員の3分の2以上の出席により、その過半数をもって決定する。
3. 第1項により、規則を変更したときは、直近の自治会総会においてこれを報告し、その承認を得るものとする。

【付 則】

この規則は、2000年(平成12年)5月14日より施行する。

<改訂> 2023年(令和5年)3月5日